

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 殿

裁判官 殿

裁判官 殿

薬害イレッサ訴訟の早期解決を求める要請書

2011年3月、東京地裁は、薬害イレッサ訴訟の判決において、被告アストラゼネカ社と被告国の責任を認めました。同年2月の大阪地裁判決においても、被告アストラゼネカ社の責任が認定されると共に、被告国の行政対応の不備が明らかにされています。

これまでの審理及び両判決を通じて、薬害イレッサについての国、アストラゼネカ社の責任は明白になりました。

抗がん剤イレッサは、分子標的治療薬であり副作用の少ない夢の新薬として大々的に広告宣伝される一方で、開発段階で判明していた重篤な副作用である急性肺障害・間質性肺炎の発症について、十分な警告などの安全確保措置は取られませんでした。その結果、**2002年10月15日**の緊急安全性情報発出まででも**162人**、僅か半年足らずの間に**180人**もの患者がイレッサの服用により命を落としました。副作用の強い抗がん剤といえども、これほどの被害を出した薬はありません。

イレッサは、**2002年**に承認、販売された新しい薬です。こうした新しい薬においてもなお、このような薬害被害が生じたことは重く受け止めなければならず、イレッサの問題をなおざりにして、今後の薬害防止はあり得ません。

当団体は、薬害イレッサの被害者の早期救済と共に、今後の薬害防止のためにも、裁判所におかれては、早期解決に向けて積極的な指導力を発揮いただけますよう、ここに要請いたします。

年 月 日

住 所

団体名

㊞

代表者名

㊞

大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 殿

裁判官 殿

裁判官 殿

薬害イレッサ訴訟の早期解決を求める要請書

2011年2月、大阪地裁は、薬害イレッサ訴訟の判決において、被告アストラゼネカ社の責任を認め、また、被告国の行政対応の不備が明らかにされています。同年3月の東京地裁判決においては、被告アストラゼネカ社と被告国の法的な責任が明確に認定されました。

これまでの審理及び両判決を通じて、薬害イレッサについての国、アストラゼネカ社の責任は明白になりました。

抗がん剤イレッサは、分子標的治療薬であり副作用の少ない夢の新薬として大々的に広告宣伝される一方で、開発段階で判明していた重篤な副作用である急性肺障害・間質性肺炎の発症について、十分な警告などの安全確保措置は取られませんでした。その結果、2002年10月15日の緊急安全性情報発出までも162人、僅か半年足らずの間に180人ものがれがイレッサの服用により命を落としました。副作用の強い抗がん剤といえども、これほどの被害を出した薬はありません。

イレッサは、2002年に承認、販売された新しい薬です。こうした新しい薬においてもなお、このような薬害被害が生じたことは重く受け止めなければならず、イレッサの問題をなおざりにして、今後の薬害防止はあり得ません。

当団体は、薬害イレッサの被害者の早期救済と共に、今後の薬害防止のためにも、裁判所におかれては、早期解決に向けて積極的な指導力を発揮いただきますよう、ここに要請いたします。

年 月 日

住 所

団体名

印

代表者名

印